

「台風」・「特別警報」及び「東海地震に関連する情報」への学校の対応について

◎「台風」・「特別警報」への対応（伊賀地方に暴風警報及び特別警報が発令された場合）

1 登校前

(1) **午後3時**の時点で暴風警報及び特別警報が発令されているとき、自宅等で待機してください。

1、2限目の授業と給食はありません。

(2) **午後5時**までに暴風警報及び特別警報が解除された場合は、3、4限目の授業を行います。通学経路の安全を確認して登校してください。

危険が予想される場合は学校へ連絡してください。

(3) **午後5時**の時点で暴風警報及び特別警報が発令されている場合は休校とします。

2 登校後

原則として、直ちに授業を中止し、速やかに帰宅させます。ただし、その時点での気象状況や交通情報等から判断して、安全に帰宅することが困難な場合は、保護者と連絡をとり、適切な処置を講じます。

3 その他

大雨・洪水注意報又は警報が発令された場合、校長の判断により、その都度適切な処置を講じます。その他の気象状況への対応も同様に判断します。

◎「東海地震に関連する情報」への対応

地震発生の危険度に応じて、“東海地震に関連する調査情報”→“**東海地震注意情報**”→“東海地震予知情報”の3段階で発表されます。

学校における東海地震対策としての授業の打ち切りや休校の決定時期は、“**東海地震注意情報**”発表時点とし、次のようにします。

- ①在校中に発表された場合：授業、部活動等を中止し、校内で安全な場所に避難します。
交通機関の状況や、下校時の安全性を判断し、帰宅させます。
- ②登下校中に発表された場合：通学経路の安全性を判断し、速やかに避難又は帰宅させます。
- ③在宅中に発表された場合：休校とします。

◎**震度5強以上**の地震が発生した場合

- ①在校中：安全に避難し、帰宅可能であれば、安全に注意して帰宅させます。帰宅不可能な場合は学校に避難させます。（本校は避難所に指定されています。）
- ②登下校中：帰宅可能であれば速やかに自宅へ引き返させます。そうでない場合は通学路の途中の避難所へ行くか、本校が近い場合は本校に避難させます。

なお、大きな地震が発生したり、東海地震の「警戒宣言（東海地震予知情報）」が出されると、電話の集中、公共交通機関の停止など、生徒の皆様の帰宅が困難となることも想定されます。この機会にぜひご家庭におかれましても、避難場所の確認や災害時におけるお子様との連絡方法や安否の確認方法（災害用伝言ダイヤル「171」）などについてお話し合いいただきますようお願いいたします。